第3次徳島市環境基本計画(案)について(概要)

1 環境基本計画とは

本市では、人と自然とが共生することができる健全で恵み豊かな環境を保全し、創造するとともに「快適で安らぎのあるまち・とくしま」を将来に引き継ぐために、平成15年4月1日に徳島市環境基本条例を施行しました。

徳島市環境基本計画は、徳島市環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の保全及 び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための大綱となるものです。

2 計画策定の目的と位置づけ

- (1) 徳島市総合計画 2021 (案) で掲げる本市の将来像の実現を図るための環境面の部門別計画と位置づけ、短期的な視点だけではなく、将来の徳島市を見据え、次代を担う子どもたちにより良い環境を引き継いでいくため、本市の環境の保全および創造に関する総合的かつ計画的な政策の中長期的な指針とします。
- (2) 徳島市環境基本条例における基本理念を踏まえ、本市の特性を生かした環境目標を定め、目標達成のための方向付けを明確にした実効性のある計画とします。
- (3) 市民・事業者・市それぞれの役割を明確にするとともに、市民・事業者の自主的な取組、三者協働を促進する計画とします。
- (4) 平成30年4月に閣議決定された国の第5次環境基本計画をはじめ、国・県などの関連計画との整合性に留意します。

3 計画の期間

国の「地球温暖化対策計画」を踏まえ、本計画の計画期間を令和3年度から令和12年度までとします。なお、市の環境や社会情勢、地球温暖化対策に関する世界的な潮流に適切に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

4 計画の主体

今日の環境問題の解決及び徳島市環境基本条例に掲げる基本理念の実現は、市だけ で解決できる問題ではなく、市民・事業者とともに、環境に配慮した取組を進めていく ことが求められます。

本計画では、徳島市環境基本条例に基づき各主体の役割を次のように定め、市民・ 事業者・市の各主体が共通認識と連携のもと、それぞれの立場で役割を分担して取組 を進めていきます。

市民の役割

日常生活に伴う環境負荷 を意識し、廃棄物の抑制、 省エネルギー行動など、環 境負荷の低減を図ります。

また、市が実施する環境 の保全と創造に関する施策 に積極的に協力するととも に、地域の特性を活かした 施策の提案・立案を行いま す。



自然的・社会的条件及び地域の特 性を活かした環境の保全・創造に関 する施策を実施します。

また、一事業者として、環境負荷 の低減を率先して進めます。

事業者の役割

事業活動に伴う環境負荷を 意識し、公害の防止や自然環 境の保全、廃棄物の抑制や省 エネルギー行動など、環境負 荷の低減を図ります。

また、市が実施する環境の 保全と創造に関する施策に積 極的に協力するとともに、地 域の特性を活かした施策の提 案・立案を行います。

5 めざす環境像

本市がめざす環境像を次のとおり設定します。

四国三郎が育んだ緑豊かな環境共生都市・とくしま

~将来世代とともに 希望あふれる未来をめざして~

四国三郎"吉野川"をはじめ、大小あわせて 138 の河川が市域を流れるなど、美しい水とともに発展してきた「水都」徳島は、豊かな水と肥沃な土壌に恵まれ、人だけでなく多くの生命を育んでいます。

まちの中心地に眉山、城山といった緑のランドマークも存在し、より豊かな自然に恵まれています。

人々の生活と豊かな自然環境が近しくある本市固有の環境を守り、これらを将来に 引き継いでいかなければなりません。

◆ 四国三郎"吉野川"

吉野川は四国三郎として全国に知られるあばれ川ですが、雄大な流れとそれに育まれた緑豊かな自然は、藍に代表される独自の伝統文化を育み、東四国の拠点としての発展を支えてきました。

◆ 環境共生都市

徳島市民は、豊かな自然環境によって、何代にもわたって歴史・文化をつくるだけでなく、水都と言われる所以となっているひょうたん島や城山など、市中心地に自然が多く存在する本市固有の魅力を継承してきました。このように「自然」と「人」とが共生した「まち」であることが重要です。

◆ 将来世代と希望あふれる未来

本市固有の恵まれた自然環境を良好に保つのはもちろんのこと、一人ひとりが地球への思いやりを持ち、協働して環境へ配慮することで、地域の伝統と調和し、気候変動に強く安心して住みつづけることができる「持続可能なまち」をめざします。 さらには将来世代へつなぐことで、希望と笑顔あふれる未来の創造をめざします。

6 基本目標

(1) 基本目標1 地球市民として脱炭素社会をめざすまち

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出源は多様であり、その対策も家庭やオフィスにおける資源やエネルギーの利用から交通、都市基盤の整備など多岐に渡ります。

エネルギーの利用による温室効果ガスの排出増大等が地球温暖化の大きな原因となっていることから、脱炭素型で気候変動につよいまちづくりをめざす施策を展開するものとします。

【基本施策】

- ◆ エネルギー利用に伴い排出される温室効果ガスの削減
- ◆ 脱炭素まちづくりの推進
- ◆ 気候変動につよいまちづくり

(2) 基本目標2 いつまでも健康で安心して暮らせるまち

水や大気が健全な状態で維持され、安心できる生活環境が構築されていることは、 人だけでなく、すべての生き物が健やかに生きていく上の基盤となるものです。

水環境や大気環境における市民の評価は高くなっていることから、将来世代にこの良好な状態を引き継いでいくための施策を展開するものとします。

【基本施策】

- ◆ 水環境・土壌環境の保全
- ◆ 大気環境・音環境の保全
- ◆ 有害化学物質などへの対策

(3) 基本目標3 快適で安らぎのある、自然と人が共生できるまち

動植物、自然景観、土地利用などはお互いに深く関わっており、市民の生活にも密接しているものが多くなっています。

本市の豊かな自然を保全するためには、動植物の保全だけでなく、都市基盤の整備なども合わせて進める必要があることから、自然に対する関心度を高め、保全するとともに、自然と人とが共生していくための施策を展開するものとします。

【基本施策】

- ◆ 身近な自然環境の保全
- ◆ 水と緑、自然とのふれあいの推進
- ◆ 里地・里山の保全、創造
- ◆ 良好な景観形成の推進

(4) 基本目標4 持続可能な資源循環システムが構築されているまち

大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムが構築され、日常のライフスタイルが多様化しています。

廃棄物の発生抑制対策だけでなく、資源採取から生産、流通、消費、廃棄に至る 社会経済活動のすべての段階において無駄を抑え、資源の循環利用を推進すること で環境負荷を減らすことが求められていることから、市民、事業者が高い意識を持 ち、ごみの減量化、再資源化を推進する循環型社会を構築するための施策を展開す るものとします。

【基本施策】

- ◆ ごみの減量、リサイクル
- ◆ プラスチックごみ対策
- ◆ 安心できるごみ処理体制の確保

(5) 基本目標 5 次世代につなぐ、環境行動力の高いまち

環境に対する取組については、必要性は認識されているものの実際に行動に移す のは難しい傾向にあります。

環境学習、環境教育については、環境意識の高い市民だけでなく、幅広く、特に将来を担う子どもたちに啓発や取組を推進し、本市の豊かな環境を将来世代に引き継いでいくことが重要であることから、市民、事業者と連携、協働し、次世代を巻き込んだ環境学習や活動支援を行うための施策を展開するものとします。

【基本施策】

- ◆ 環境教育・環境学習の充実
- ◆ 環境保全活動の推進
- ◆ 環境情報の充実、共有

7 計画の目標と施策体系

環境像	基本目標	基本施策	施策
四国三郎が育んだ緑豊かな環境共生都市・とくしま	地球市民として 脱炭素社会を めざすまち	エネルギー利用に伴い排出される 温室効果ガスの削減	地球温暖化対策 再生可能エネルギーの利用促進
		脱炭素まちづくりの推進	環境に配慮した交通対策 吸収源対策及びヒートアイランドの緩和
	(地球環境)	気候変動につよいまちづくり	自然災害対策 健康被害防止
	いつまでも健康で 安心して 暮らせるまち (生活環境)	水環境・土壌環境の保全	水環境のモニタリング 事業活動による水質汚濁の防止 生活排水への対策 地下水・土壌汚染対策の推進
		大気環境・音環境の保全	大気環境・音環境のモニタリング 事業活動による大気汚染、悪臭発生の防止 騒音・振動の防止
		有害化学物質などへの対策	有害化学物質による環境汚染の防止 公害の未然防止
	快適で 安らぎのある、 自然と人が 共生できるまち (自然・快適環境)	身近な自然環境の保全	生物多様性の確保 鳥獣保護・管理の推進
		水と緑、自然とのふれあいの推進	水と緑とのふれあいの場や機会の提供 水辺空間の創出、緑化の推進
		里地・里山の保全、創造	森林・農地の保全 環境保全型農業の推進 地産地消の推進
		良好な景観形成の推進	地域特性を活かしたまちづくり 自然景観の保全と活用
	持続可能な 資源循環システムが 構築されているまち	ごみの減量、リサイクル	ごみを出さないライフスタイルの推進 ごみの発生抑制 再資源化の推進 グリーン購入の推進 食品ロス削減などへの対策
	(循環型社会)	プラスチックごみ対策	プラスチックごみ削減の推進 海洋プラスチックごみ対策
		安心できるごみ処理体制の確保	環境負荷の少ないごみ処理体制の構築 適正処理の推進
	次世代につなぐ、環境行動力の	環境教育・環境学習の充実	環境教育・環境学習の推進 学校における環境教育・環境学習の推進 人材の育成、活用
	高いまち (環境学習・ 環境保全活動)	環境保全活動の推進	活動の支援 活動の場の整備、提供 環境保全活動のためのネットワークづくり
		環境情報の充実、共有	環境情報の収集 環境情報の提供、発信

8 温室効果ガス削減目標の設定

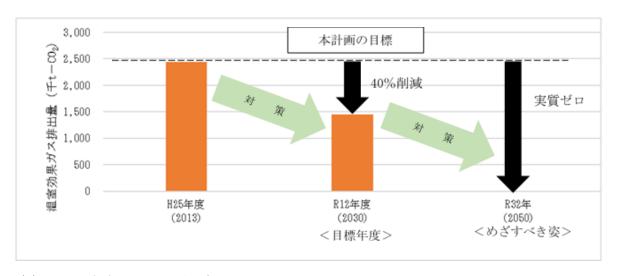
本市では、国及び県の削減目標に地域から貢献すべく、以下の削減目標を掲げます。

令和 12(2030)年度における温室効果ガス排出量を、

平成 25 (2013) 年度比で 40.0%削減する

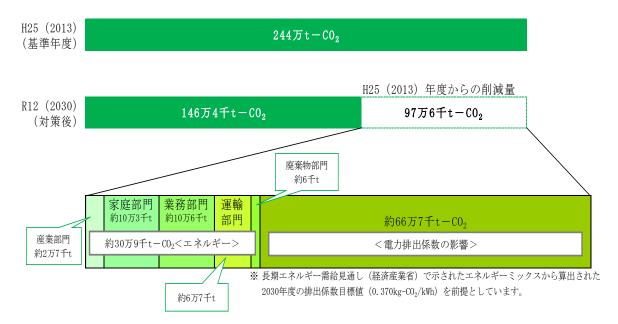
(1) 長期的な視点

国、県が掲げる「令和 32 (2050) 年温室効果ガス排出実質ゼロ」に向けて市域レベルで貢献するため、本市においても、長期的・計画的な視点を持って脱炭素社会の実現をめざし、対策を進めていきます。



(2) 目標達成に向けた削減量

より実効性のある温暖化対策を推進するため、各部門で必要な削減量は以下のとおりです。市民、事業者、市が協働により推進する対策による削減分として約30万9千トン $-CO_2$ 、電力排出係数の影響による削減分として約66万7千トン $-CO_2$ の削減をめざします。



9 計画の推進

(1) 推進体制

計画に基づく各種施策や事業は「徳島市環境調整会議」において、各種施策の実施状況や目標達成状況等の点検・評価を行い、横断的な調整を進め、計画を着実に推進します。

市民・事業者・市の三者による環境保全に関する情報交換や取組への積極的な働きかけを行うとともに、提案・意見の提出、取組が実践できるような場をつくります。特に教育機関と連携し、次の時代を担う若い世代からの意見やアイデアを募ったり、環境について学んだ子どもたちから子どもたちへ、情報を発信する場を提供すること等により、若い世代が環境保全に係る課題を「自分ごと」として捉え、能動的に行動することができるよう働きかけを行います。

また、県、近隣市町村や大学その他関係機関と連携しながら取組を進めます。

(2) 進行管理

さまざまな機会を通じて、計画の目的、内容や推進体制などを広報誌やホームページ、SNS や概要版の配布などにより周知します。

計画に基づく施策や事業の実施にあたっては、PDCA サイクルによるとくしまエコマネジメントシステムの運用により、年度ごとの実践目標の設定、実施状況の調査等を行い、内部監査等による点検・評価のうえ、改善を図ります。

あわせて、環境の状況や計画に基づいて市が講じた施策の実施状況、点検・評価の結果などをまとめた年次報告書を作成し、公表するほか、市民や事業者の意見を募集し、継続的改善に繋げます。

